

熊本県時短要請協力金（第3回）

熊本県内で、午後8時以降に設備を設けて客に飲食させる飲食店、喫茶店を営業している事業者の施設を対象に、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮するように要請し、全面的に協力頂いた施設に1店舗当たり最大84万円を支給します。

申請用紙の取得先：熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ、熊本県庁のホームページからダウンロード、各広域本部・地域振興局、各市町村一部書類については、八代商工会議所事務局でもお渡しできます。

項目	内容	備考・例
要請期間	令和3年1月18日（月）午後8時～ 令和3年2月8日（月）午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間中を短縮でなく、休業した場合も対象 ・期間中、午後8時以降にデリバリー・テイクアウトを実施しても対象 ・期間途中での廃業した場合は対象外 ※酒類の提供は午前11時から午後7時の間でのみ提供 ※お客の退店完了時間が午後8時まで ※遅くとも令和3年1月21日午後8時までに時短営業への協力を開始
対象施設	熊本県内に <u>午後8時以降も営業している</u> 、飲食店喫茶店その他設備を設け、飲食店営業許可を取り客に飲食をさせる営業が行われる施設	【対象施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、スナックラウンジ等 ・ショットバー、ダーツバー等 ・居酒屋、焼き鳥屋、一般的な飲食店 【対象外の施設】 <ul style="list-style-type: none"> ※惣菜・弁当などの持ち帰り専門の店舗※ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 ※イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ※自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど） ※ネットカフェ・マンガ喫茶等の宿泊を伴う利用が相当程度見込まれる施設
対象地域	熊本県内全域	
交付額	1日当たり4万円、 一店舗当たり最大84万円 ※通常営業で午後8時以降の営業が週3日以下の場合最大48万円	<ul style="list-style-type: none"> ・定休日等も対象 ・通常の営業実態が週末（金・土・日曜）のみ営業する事業者は上限金額が48万円になる ・遅くとも1月21日までに時短要請への協力を開始しなかった施設は対象外
申請期間	令和3年2月8日（月）～令和3年3月12日（金）（※消印有効）	
申請先	【郵送でのみ受付】〒862-8570 熊本県商工政策課時短要請協力金係（※住所記載不要）	
問合せ先	問い合わせ先熊本県商工政策課時短要請協力金専用相談窓口（コールセンター） 電話番号：096-333-2828 受付時間：平日9:00～17:00※1月23日（土）以降の土日・祝日は休み	
交付要件	交付要件協力金の支給の対象は、次の全ての要件を満たす事業者とします。 <ol style="list-style-type: none"> （1）県内に、対象店舗を有すること。 （2）令和2年12月29日以前から、協力要請（第3回）の対象店舗を倒産、廃業又は休業せずに営業活動を行っていること。 （3）食品衛生法の飲食店営業許可や喫茶店営業許可をはじめとする必要な許認可等を取得していること。 （4）対象期間中、全面的に従来の営業時間を午前5時から午後8時の間に短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）すること。 （5）対象店舗において、少なくとも申請時まで、チェックリスト掲示・感染症防止対策実施・ステッカー掲示すること （6）暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する事業者ではないこと。 	（2）申請日においても、倒産、廃業又は休業せずに営業活動を行っていること （4）ただし、仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整その他正当な理由により令和3年1月18日午後8時から協力要請（第3回）に応じることが困難であった者については、遅くとも令和3年1月21日午後8時から令和3年2月8日5時までの間、協力要請（第3回）に応じる場合に限り交付対象とします。なお、定休日等がある場合も交付対象とします。 （5）安心なまちやつしろプロジェクトのステッカー・チェックシートも市町村が奨励するステッカー等として掲示対象物として認められます。
必要書類	（1）申請書（様式1） （2）誓約書（様式2） （3）食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し （4）確定申告書（原則税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。） （5）営業の短縮を明示している写真（様式3を掲示している写真） （6）感染防止対策ステッカー・チェックリスト等を掲示している写真 （7）振込先口座の通帳の写し （8）営業実態が確認できる書類（様式4） （9）その他知事が必要と認める書類	（4）ただし、令和2年以降に開業し確定申告を行っていない場合は売上台帳）の写し （5）時間短縮営業のお知らせ等を掲示している写真を提出 （6）「熊本県感染防止対策ステッカー」（チェックリストを含む）又は対象施設が所在する市町村が奨励するステッカー等を店舗に掲示している様子の写真 （7）通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し（原則申請者名義） （8）県様式4等の通常の営業実態が確認できる書類